

足田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.14 2009/9/7 付録編

第 11 回審理(2009 年6月22日) 支援者からのメッセ-ジ

第 11 回審理をした方々の感想

第 11 回審理報告を受けてのメッセ-ジ



裁判(第 11 回審理)を傍聴した方々の感想

審理後、すぐに傍聴して下さった多くの方からメッセ-ジをいただきました。

また、ご自身のブログに感想・分析を掲載して下さった方もいらっしゃいました。

それらの一部を紹介させていただきます。

1
今日はお疲れ様。

帰りの日比谷公園の木がかっこよかった、気持ちよかった。

最後の裁判長の言葉で世界が変わりましたね。

普通のことなのに。

私が学校の同僚だったら、

段ボール箱を内容別にペイントしてあげる、と思いました。

理科室に合うように。

まあ、そんなことしてもなのでしょうが。

私にも足田先生のエネルギーが欲しいです。

2 (これは第 10 回審理を傍聴しての感想です)

被告側の松崎弁護士はひどいね。私の左前の最前列に座っていた和服のお婆さんは「証人を恫喝するなんて!」と怒っていました。弁護士の仕事は、シロをクロと言いくるめるためには嘘をついてもいいらしい。(たしか、ジム・キャリー主演のそういう映画「ライヤー ライヤー」があったよね。)「弁護士は嘘をついてもいいと思いますか!？」と松崎弁護士に尋問したら、どうでしょう。もしかして、素直に「ハイ」と答えるかもね。6月22日は会社を休んで、また応援に行くつもりです。ひきつづきががんばってください。

3 お疲れ様。月曜日の第 11 回公判を傍聴した感想です。

第 11 回公判には午後 2 時すぎから(会社を一時抜け出して)傍聴させていただきました。一番印象に残ったのは裁判官の反応(表情&発言)で、研修期間が終了する前にその結果を踏まえずに分限免職の処分をしたことに関する被告側証人に対して「それじゃ、そもそも研修って、なんのためにやるのですか?」という質問でした。

はじめから処分ありきを前提として研修の名目で現場から遠ざけたのではないかという被告側の動機、順序から言っても研修に出しておきながら研修成果を確認することなく分限免職をしたことの手続きの異常さ、「要望書」を処分の根拠とすることの甘さ、を裁判官は感じているな、というのが彼の表情や口調から判りました。

また、これも裁判官からの質問だったと記憶していますが、「懲戒と分限免職との判断の境界はどこにあるのか?」という質問です。懲戒は個別の事件に関して、免職は継続的で本人の性格等によるもの、というのが被告側証人の回答だったと思いますが、後者の判断

には恣意性や主観が入る余地が大いにあります。裁判官はその立場上、判決や量刑を言い渡すのが仕事ですから、都教委が下している「判決」のやり方がプロの裁判官から見ると稚拙である、と感じたのではないのでしょうか。

免職事由の不十分さ、免職処分までの手続きの不備、分限免職を決定する側の恣意性、を中心に被告側を迫及すれば、この裁判は勝てるはずだという強い印象を持ちました。ひきつづき、疋田さん、福島先生、津田先生にはがんばっていただきたく、陰ながら応援しています。

4 (以下は現在、停職に追い込まれて闘っている根津公子先生がその『出勤』日記11に書かれたものです。)

根津公子です。

...

以下、停職「出勤」日記11です。

6月22日(月)

疋田哲也さんの分限免職取消裁判を傍聴した。小平5中当時の校長、教頭、都教委管理主事に対する尋問だった。

疋田さんを小平市教委研修(研修センター)に送ったことについて。校長は、疋田さんが毎日午前午後送った報告書を「一切見ていない」と言った。その時は、あれっ? いったいどういうこと? と思っていたら、管理主事に裁判長が聞いたことではっきりした。研修成果など、校長たちには関係のないことであったのだ。

裁判長が「研修期間は04年3月までとなっていたのに、分限免職は2月。分限免職を決定するのは、研修結果を見てからでよかったのではないか」「そうしないと研修の意味がなくなってしまうのではないか」「要望書には3月まで教壇に立たせないでほしいとあり、しかし、その要望には反対の保護者もいたのだから、3月で転任という方法もあったのではないか」と聞いたところ、管理主事は、「現場からはずすために研修センターに送ったのだから、成果を見る必要はなかった。分限免職にしてよかった」と言った。

校長・市教委・都教委は、「教壇に立たせないでほしい」という「要望書」を保護者から受け取り、それに沿って疋田さんを研修センターに送ったわけだが、「要望書」を提出した保護者からは事情を一切聞いていないことも明らかになった。

疋田さんに対し、研修の成果を期待してではなく、分限免職にすることを目的として研修センターに送った。研修センターに送るために、「要望書」が必要だった。保護者の「要望書」は利用の対象でしかなかったのだ。

疋田さんの分限の理由に体罰もある。疋田さんには、体罰をこれ幸いとばかりに分限の理由とすべく、報告を市教委に挙げたのに、同じ時期、この学校では他にも体罰があり、その生徒は鼓膜損傷したにもかかわらず、その件については報告を挙げていなかった。校長は、「市教委へ報告を挙げるのを忘れた」と見え透いた嘘を言ったが、校長は体罰には鈍感であり、疋田さんの件については、分限の理由にすべく使ったのは明らか。

体罰はあってはならない。「校内暴力」が激しかった頃、「体を張って生徒を抑える」「愛のムチ」ということが中学校では堂々とまかり通っていた。そうした教員と私は激しく対立した記憶がいくつもある。しかし文部省が通知を出し動き出し、体罰が懲戒処分の対象となると、体罰は少なくなっていくが、体罰を使った「指導」について反省を表明した

機関や個人はない。疋田さんも体罰を体罰と認識できない環境にあったように思う。研修センターに送られ、研修を受ける中で彼は反省し、現在はDCI「子どもの権利のための国連NGO」の会員だという。

疋田さんが過去のことを消すことのできない事実として、受け止め続けていかなければならない、と私は思う。しかし、だからと言って、分限免職しかたなしとは思わない。体罰を繰り返しておとがめなしに校長や副校長になった人が大勢いる。体罰を指摘した私に口論を吹っかけ、対立したかつての同僚もその例外ではない。そういう人たちがいる一方で、疋田さんにはそれが分限の理由に使われる。恣意的、不公平である。不公平な扱いに黙ってはいけない。それは支援しなければと思うのである。

分限理由とされた体罰を受けたとされる「A君」(処分の理由書に「A君」と記載されているという)が「疋田先生にお世話になった。私が処分の理由にされたと聞いて、今日来た」と傍聴していたことから見ると、「A君」事件は分限の対象から外すべきではないかと思った。

「私物」を理科室・理科準備室に置いたことが分限理由に挙げられていることにも首を傾げるが、その「私物」を何度も写真撮影し、証拠にした教頭(現校長)は、「平成14年15年と変わらず、(今も)疋田さんには反省がない。免職処分は適切だったと思う」と平然と言った。

細かいやり取りについては、事情がわかっていないので、理解できなかつたり、聞き逃したりもしているが、3人とも、いくつも嘘を言い、疋田さん代理人から指摘をされ、証拠を突きつけられると、やっと認めるという具合。この人たちには、一人の人間を免職に追い込んだことのためらいは、みじんも持ち合わせないのだろう。「職務」で片付くのだろう。

都教委にとって目障り、消したいと思う人については、どんな手段でも使うことを、私は2001年から1年にわたって受けた多摩中での攻撃で体験済み。「要望書」が使われたのは、私もまったく同じ。やっぱり、と何度も思いながら、3人の悪意に満ち満ちた証言を聞いた。

疋田さんが都教委の計画通り分限免職にされ、私が都教委の読みどおりにならなかったのは、攻撃が始まってすぐさま声を挙げたか挙げなかったかの違いだと思う。声を挙げたことに、大勢の人が応え、動いてくださったから、私は指導力不足等教員にされず、分限免職にされなかったのだと思う。

今からでも大勢の関心が集まるのが大事。

(5と6は疋田教諭がメ・リングリストで紹介した根津先生の感想に、共感された方々のメッセ-ジです)

5 根津さん、

大変共感できる、疋田裁判への感想でした。

私も、疋田先生の体罰 分限処分 について同じような感想 をもっています。

6 疋田裁判支援の皆さま

6月22日の証人調べを傍聴した・・・です。

根津さんの傍聴記を読み、何となく感じながらも漠然としていたものを整理して頂けたような気がしました。まさに、福島さんの言われる「ストーンと落ちた」という感じです。

私自身にとっては、まず「研修は形式的なもの」であったことの再確認でした。証人調べに入る以前の陳述書等の文書からも容易に推測できたことでしたが、今回の証人の発言により明らかになりました。

被告側の論拠の一つは「体罰」ですが、それを理由とした研修に関しては報告書に目を通してもないという対応。研修に送った管理職として職務怠慢に問われるべきものではないのでしょうか。

さらに、「私物」に関する証言は、教員の立場にある者としては首を傾げざるを得ないものでした。

教員はそれぞれに創意工夫をして生徒にとってより良い授業を創ろうとしており、その過程で様々な資料・教材を必要とします。それらは、時には第三者から見れば「それ何に使うの?」という物もあり、互いの説明があり、実践を通しての批評があってさらに高めていくものです。

自分の経験からみても、準備室や教科教室に置いた荷物に関して、管理職どころか同僚からのクレームを受けたことはないし、スペースの関係から邪魔だと感じたら、「それ何が入ってるの?」「どうやって使うの?」と聞くのが当たり前の対応です。まして教科外の第三者が内容を問うこともなく、いきなり問題とするなど管理職でなくともあってはならないことです。

ところが、当時の校長の証言からは、そうした話し合いの姿勢は全く感じられず、それどころか「授業前の歌は好ましいとは思わない(見たことはない)」に至っては、自身の価値観で全否定してしまうという、教育の場にはおよそ相応しくないものと言わざるを得ません。

最後の、裁判官の発言はサプライズであり、「その通り」と意を強くしましたが、それだけに次回の証人調べでの都教委側の出方は気になるところです。

7 感想文

第 11 回公判を傍聴しました。感想は多数ありますが、1 点だけどうしても気になることがありますので寄稿します。それは、三人目の証人だった佐藤先生の証言に関することです。先生は、私のメモによると、疋田先生の「研修」について、「職場から引き離すための研修」とおっしゃいました。そのことについて、一言感想を述べます。

- 1 公務員の「研修制度」は、公務員であるが故にその目的は厳しく、明確です。「勤務能力の発揮及び増進のため」と、法律で定められています。国家公務員法第 71 条・73 条、地方公務員法第 39 条、教育公務員特例法第 21 条・22 条に規定されているとおり、「研修」の計画・実施は国・自治体の責務であり、「研修」を受けることは職員の権利・義務でもあります。特に学校の先生は、職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならず、その研修の機会が制度的に保障されています。
- 2 佐藤先生の証言には重大な問題が含まれていると思います。
法律上、「職場から引き離すための研修」はあり得ません。それは「都」であろうと、「市町村」であろうと同じです。「職場から引き離す目的の研修」を「是」と回答する教育委員会がどこにあるのでしょうか。先生ご自身の立場(当時「次席管理主事」)を考

えると、その証言内容は「法律違反」ないしは「職務命令権、人事権の乱用・悪用」のおそれさえあるといえます。

「研修」の成果・効果とは、職員が「学習」することによって「態度変容」等がおこり、今まで以上に「勤務能率を発揮、増進」することができるようになることを意味しています。疋田先生は、「研修」を契機としてご自身の「体罰」を認めました。「子どもの人権侵害」に関わっていたことに気付かれたのかも知れません。それは「研修」「学習」の成果そのものといえるでしょう。今後の授業の新たな取組みが期待されるところでしたが、佐藤先生は別の証言で、疋田先生の「研修」「学習」を否定しました。公務員であるだけでなく、教育の専門家である佐藤先生が、制度としての「研修」を曲解し、人の「学習」を否定する場面に遭遇し、私はこの先生が「子どもの教育者」として、「教育委員会の職員」として相応しいとはとても思えなくなりました。話しは前後しますが、佐藤先生が関わったとされる「懲分審」「人事委員会」での証言もこのようなものだったのでしょうか。どちらの機関も「公平性」「公正性」については厳正な役割・機能をもっているはずなのですが、今となっては、その判定の信憑性についてさえも疑わざるを得なくなりました。

3 最後に今の気持ちを簡単に述べます。佐藤先生の証言で明らかになった幾つかの事実は、私にとっては衝撃的なものでした。その事実が世間を罷り通るのであれば、「真理」「正義」とは一体どこにあるのでしょうか。新たな「司法判断」を期待して止みません。

8 先日はお疲れ様でした。また午後からしか行けずに失礼しました。

しかし当日の裁判官の最後のやり取りには、「分限免職の手続きが妥当であったのかどうか？」「研修は何のために行うのか？」「懲戒と分限免職の線引きは明確だったのか？」というような問いかけがあったと思います。そして裁判官の問いかけは、とても本質を衝いていました。

判決が出るまでは、裁判官がどのように事件を捉えているのかが分からないというのが一般論なのですが、判決内容如何によっては、日本の教育裁判史上に残る判決になるかもしれませぬ。

帰路、荻窪で『つくる会』の教科書採択に反対する杉並・親の会が、街頭で活動をしていました。

今、教育現場は、戦後の日本社会を大きく分ける分岐点に来ています。

この劇的な瞬間を多くの人に傍聴してもらいたいです。

この事件の背景に何があったのか！ 今、子どもたちを育てる現場で何が行われているのか！

9 (eメールで裁判報告をさせていただいた際に、付け加えた、荒井容子の感想です - 若干訂正)

私、荒井容子は、人事委員会での証人尋問を傍聴できなかったのですが、今回の3人それぞれの証人尋問の受け答えの様子を見るのははじめてだったのですが、その感想を述べますと、3人がもっとも大事に思っていることは共通していると思いました。つまり、「上」から命令されたことには必ず従うこと、そして、自分が運営している学校の教員については、「問題」を起こしてほしくないということなのだなあと感じました。もちろんその「問題」とは、「上」らに

らまれるようなことはしてほしくないということです。

「自動車通勤」問題に何故こだわったのかという内容の尋問への校長・教頭の答弁を通じて分かったことは、彼らがまず第1に大事にしたことは、「登録どおりに通勤する」ということだったということでした。ところで、そういった場合、通常の市民感覚でいうと、不正受給との関係で問題となると思うわけですが、彼らが最も問題にしているのはそういうことではなかった。ただ、「登録どおりに通勤していない」ということ、そのことが問題だったのです。

疋田教諭は、早い段階から支払うと言っていたのに、支払いを求められなかった。そして事故報告の内容に「不正受給」が当初入っていたのに、処分理由に加えられなかった。このことは、原告側からしても、疑問の一つだったわけですが、その質問に、そんな答えだったことで、何かあっけにとられたという感じです・・・もちろん、もっとこのことを深く読まねばならないのかもしれないかもしれませんが、そのことにお気づきの方は、どうぞ教えてほしいのですが・・・)。

そして「自動車通勤」自体を止めさせるという課題自体は、彼らにとってはその次の問題だったようです。処分前の都教委による聞き取り調査（事情聴取）では、「自動車通勤」を他の教員にも止めさせるために、まず登録と異なる通勤をしている疋田をタ・ゲットにしたと答えていましたが、しかし、今回の尋問での受け答えでは、そもそも「自動車通勤」を止めさせるということを最終の最も大事な目的として意識していたようには読み取れませんでした。

それは、「自動車通勤」自体をやめさせるというこの教員管理の課題の根拠についての彼らの説明からも、感じられました。

はじめ校長は「自動車通勤」を止めさせる理由を、「事故がおきては困る。教員を守るためです」と答弁していて、私は、おやおや、この校長は学校に所属している教員のことを「守ろう」としているのかしらと聞いていると、どうもそういうことではないようでした。つまり、自分が管理している学校に所属する教員には、世間一般に問題となる事件を起こす可能性をできるだけ低くし、教員たちの周りに垣根を張り巡らせておきたい、そんな風にとらえているように思われました。教員たちの学校での考え方、行動の仕方、態度等々総てを、校長の思うとおりに、校長が管理する枠の中に収めておきたいということのようなのです。

従って、教育活動の仕方もち校長の「好み」の枠の中に入れておきたい、そしてその校長の「好み」は、実は校長自身の教育についての方針というよりも、むしろ、「上」からの意向に呼応したものにすぎない。常に、「上」の判断を仰ぐということのようです・・・ここに教委による校長「評価」が関係してくるということなのではないでしょうか。つまり自分の教育者としての行動基準が、「教育」の観点からではなく、上から提示された「評価」による基準となっていて、その基準の是非を自分で判断することなど、夢にも思わない、自分で判断しようなどと考えること自体、教師の資質に欠けると思っている、そんな風に思っているように推測されました。

従って、校長・教頭としても、また、「調査」にあたった、次席管理主事も、常に、「上」-「市教育委員会」の指示がそうだったから、懲分審（懲戒・分限を区別して処分を審議する審議会）の指示がそうだったから、という理由で動いているということになる。自分たちの主体的な判断はどこにもなく、「職務命令」を発するその「命令」の根拠には、全く

判断責任を負っていない。「命令」の根拠はすべて「上」がそう決めたから、ということになっているのです。体罰問題での教育委員会への通報も、その理由は市教委から、「何かあったらすべて細かく伝えるように」と言われていたから、と答弁していた - 勿論、今回の反対尋問で明らかにさせたように、その通報の対応は極めて恣意的で、不公平であり、同じ学校で同時期起きた他の、もっと激しい体罰事件への対応と比してあまりにも格差の大きい、意図的な、異常なほど「迅速」通報対応だった・・・しかし、これとても市教委の指示に従ったまで（指示を仰ぎそれに従った）ということなのですが、一貫しているといえれば一貫していますが・・・ - -。

このような姿勢は傍聴前から、ある程度想像できることではありました。しかしその姿を目の当たりにして、やはり驚かされましたし、それ以上に、私をもっと驚いたのは、そういう姿勢を自分たちが持っていることに、彼らが全く、何もやましさを感じていない、むしろ、そういうことをおかしいと思う人がいるということ想像すらできないでいるように見えたことです。

彼らが主体的な判断をしていないというその問題が追求されている質問を尋問されても、彼らはその意味を全く解していないようでした。自分たちが、本当の意味で、つまり教育の専門家として、教育的判断を自主的・主体的にしていないということを問題として追及されているのに、そのことをまったく感じとれないでいるのです。

一体、教育委員会に相談することがなぜ悪いのか、自分たちで「勝手に」判断するよりはより慎重でよいだろうと、そんなふうな受け答えなのです。したがって、そのうよな「心性」をもった管理職たちだから、同じような「心性」を教員たちに要求するというこのように、何でも、校長先生に相談し、判断を仰ぐのがいい教師だ。目の前にいる子どもたちにとって何が最善かという、そういう教育的判断を、教師はしてはならず、「とりあえず」自分で勝手に判断せずに、「上」のもの、「管理職」に判断を仰ぎなさい、そういう姿勢をもちなさいと、「指導」しているということのようです。

従って、「職務命令」についても内容の妥当性などは問題ではなく、とにかく「職務命令」には従わなければならない、それに従わない者はいかなる理由があっても - たとえ目の前の生徒を守るために、教育的判断の下に従わないとしても - 前代未聞の教師、教師として「不適格」ということになるようです。

当時の次席管理主事が、疋田は何度も「職務命令」を出されているのにそれに従わなかった。その過程で一向に「学習」していなかった。だから懲戒ではなく、「教師としての適格性」が問われる分限処分の対象となったとも答弁していました（裁判官の質問に答えて）。その答弁の中で示されている「学習」とは、恐らく、「命令」に従うというそういう「姿勢・態度」の「学習」ということなのでしょう。教育指導・教育活動に関わる「学習」ではないのです。個々の「職務命令」の内容は全く考慮せずに、ただ「従わなかった」ことだけを問題にし、「従わない」性格で、普通なら何回か出されれば「職務命令」には従うものと「学習」するはずなのに、内容、妥当性に即して従わなかったとしても、従わなければ、やはり、「従わない」性格で、「学習」していない、ということになる、という解釈なのでしょう。

彼らから見れば、自分で「勝って」に判断してしまう教師の存在が理解できない。目の前の生徒、生徒たちにとってどういう教育活動が望ましいか、状況、生徒の状態に応じて対応してい

く、その判断を教師たちが責任をもって自分で行なうことは、協調性のない、自分勝手に、反抗的な、教師であり、そのような人物は教師としてはありえない存在で、どうしてそんなふうに主体的、自主的に判断するのか、その教師の気持ちが分からない・彼らはそんな風に思っているように見えました。

こんなにまで、主体性・自主性のない人たちが、教育の専門家として、学校を管理し、教員を管理し、自分たちと同じように、主体的・自主的に判断しないように、教員を指導していつているのかと、本当に唖然とさせられました。

もちろんこれは証人尋問を一度見ただけのことでですから、本当は自分たちが、うまく世渡りをしていると分かっている、確信犯である、ということもありえますが・・・(あえて虚偽を、本当にあったかのように上手く描いているので、その点は確信犯ということなのでしょう)。その方がまだ救われるかもしれないとさえ思えてきます

裁判報告を受けてのメッセ - ジ

10 いつもお知らせをありがとうございます。

なかなか傍聴に伺えなくて申し訳ありません。

第 11 回公判の報告を読ませていただきました。

今回の公判の動きが今後の裁判に生きてくるといいですね。

後半の荒井さんの文章に書かれてあることは、かつて教員だったり、都の職場に居た者としては、そうだろうなという感じで読みました。もっとまともな人もいますが、石原都政の強権的管理体制の中ではまともな人は排除されるか病気になっていつているのでしょうか。

このような組織内の支配のあり方を許す背景は何なのかと思わせられます。

次回公判も予定があつて伺えませんが、可能なときには傍聴しなければと・・・話しています。

11 つい先週、・・・みんなと「君が代不起立」のビデオを見ましたが、まさに荒井さんの追伸の感想と重なりました。「どうして処分するのか」「どういう意見なのか」とにかく「『あなた』の意見を聞かせて欲しい」という根津さん たちに対し、全く理由はなく、ただ上からの命令に従うべきものという姿勢に、寒々しい思いをしながら見ていました (...)。根津さんたちが、君が代強制に対して、それは教育ではなく「調教だ」と言っていました、既に教員や職員 たちは調教されてしまっている・・・情けない話です。8月17日はちょうど、・・・夏休みなので、傍聴に行く予定です(一杯で入れないということもあるのかも?)。応援しています。

たくさんの感想、メッセ - ジありがとうございました。

足田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ - の会) 事務局 荒井容子

事務局 eメ - ル yfe12833@nifty.co

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>